

平成 21 年 2 月 10 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 17 番 5 号  
株式会社ガイアックス  
代表執行役社長 上田 祐司  
(コード番号: 3775 名証セントレックス)  
(連絡先) 執行役財務部長 小高 奈皇光  
TEL 03-5464-0376 (直通)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部を変更することにつき平成21年3月30日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) グループでの一層のコスト削減を図るため、現行定款第3条の本店の所在地を、東京都渋谷区から東京都品川区に変更するものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定について削除するものであります。(現行定款第7条)
- ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する文言を削除するものであります。(現行定款第8条)
- ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を、東京都<u>渋谷区</u>に置く。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(附則)</p> <p>この定款の変更は決議の日から実施する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を、東京都<u>品川区</u>に置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 この定款の変更は決議の日から実施する。</p> <p>第2条 <u>第3条の変更は、平成21年5月13日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

以 上